

表 I-5(1) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

環境影響評価項目			設定 状況	環境影響評価の項目の選定理由	
環境要素の区分		影響要因の区分			
大気環境	大気質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う排出ガス（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	資材運搬等の車両の運行に伴う排出ガス（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに住居等が存在することから選定した。
			鉄道施設（車両基地）の供用	○	車両基地におけるボイラーの稼働に伴う排出ガス（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
		粉じん等	建設機械の稼働	◎	建設機械の稼働に伴う粉じん等が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材運搬等の車両の運行に伴う粉じん等が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに住居等が存在することから選定した。
			鉄道施設（換気施設）の供用	○	換気施設の供用に伴う騒音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
	騒音	騒音	建設機械の稼働	◎	建設機械の稼働に伴う騒音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材運搬等の車両の運行に伴う騒音が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに住居等が存在することから選定した。
			鉄道施設（換気施設）の供用	○	換気施設の供用に伴う騒音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			列車の走行（地下を走行する場合を除く。）	-	地上における列車の走行が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
			列車の走行（地下を走行する場合に限る。）	◎	地下における列車の走行に伴い土振りが小さい箇所において振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
	振動	振動	建設機械の稼働	◎	建設機械の稼働に伴う振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材運搬等の車両の運行に伴う振動が発生するおそれがあり、運行ルート沿いに住居等が存在することから選定した。
			鉄道施設（換気施設）の供用	○	換気施設の供用に伴う振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
列車の走行（地下を走行する場合を除く。）			-	地上における列車の走行が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。	
列車の走行（地下を走行する場合に限る。）			◎	地下における列車の走行に伴い土振りが小さい箇所において振動が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。	
微気圧波	微気圧波	列車の走行（地下を走行する場合に限る。）	○	地下における列車の走行に伴い、トンネルの立坑・斜坑付近において微気圧波が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。	
		低周波音	○	換気施設の供用に伴う低周波音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。	
		低周波音	○	換気施設の供用に伴う低周波音が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。	
水環境	水質	水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	○	駅、車両基地の工事に伴う濁水により、水の濁りが発生するおそれがあることから選定した。
			トンネルの工事	○	トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の工事に伴う立坑・斜坑からの濁水により、水の濁りが発生するおそれがあることから選定した。
		水の汚れ	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○	工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により、水の濁りが発生するおそれがあることから選定した。
			切土工等又は既存の工作物の除去	○	駅、車両基地の工事に伴う排水により、水の汚れが発生するおそれがあることから選定した。
	地下水	地下水の水質及び水位	トンネルの工事	○	トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の工事に伴い地下水の水質及び水位への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（トンネル）の存在	○	トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の存在に伴い地下水の水質及び水位への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（駅、車両基地）の存在	○	地下駅、車両基地の存在に伴い地下水の水質及び水位への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（車両基地）の供用	○	車両基地において地下水の揚水を行うことにより、地下水への影響のおそれがあることから選定した。
			切土工等又は既存の工作物の除去	○	地下駅、車両基地の工事に伴い水資源への影響のおそれがあることから選定した。
			トンネルの工事	○	トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の工事に伴い水資源への影響のおそれがあることから選定した。
水資源	水資源	鉄道施設（トンネル）の存在	○	トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の存在に伴い水資源への影響のおそれがあることから選定した。	
		鉄道施設（駅、車両基地）の存在	○	地下駅、車両基地の存在に伴い水資源への影響のおそれがあることから選定した。	
		鉄道施設（車両基地）の供用	○	車両基地において地下水の揚水を行うことにより、水資源への影響のおそれがあることから選定した。	
		鉄道施設（車両基地）の供用	○	車両基地において地下水の揚水を行うことにより、水資源への影響のおそれがあることから選定した。	

表 I -5(2) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

環境影響評価項目		設定状況	環境影響評価の項目の選定理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により、重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の存在に伴う土地の改変により、重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（地表式又は掘削式）の存在	— 地表式又は掘削式の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
			鉄道施設（嵩上式）の存在	— 嵩上式（高架橋・橋梁）の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
			鉄道施設（車両基地）の存在	○ 車両基地の存在に伴う土地の改変により、重要な地形及び地質への影響のおそれがあることから選定した。
	地盤	地盤沈下	切土工等又は既存の工作物の除去	○ 地下駅、車両基地の工事に伴う地下水の水位への影響により、地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。
			トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の工事に伴う地下水の水位への影響により、地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の存在に伴う地下水の水位への影響により、地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（駅、車両基地）の存在	○ 地下駅、車両基地の存在に伴う地下水の水位への影響により、地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（車両基地）の供用	○ 車両基地において地下水の揚水を行うことにより、地盤沈下が発生するおそれがあることから選定した。
			切土工等又は既存の工作物の除去	○ 駅、車両基地の工事に伴う発生土により土壌汚染のおそれがあることから選定した。
	土壌	土壌汚染	トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の工事に伴う発生土により土壌汚染のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（嵩上式）の存在	— 嵩上式（高架橋・橋梁）の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
	その他の環境要素	日照障害	鉄道施設（換気施設）の存在	○ 換気施設の存在に伴い日照障害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
			鉄道施設（換気施設）の存在	○ 換気施設の存在に伴い電波障害が発生するおそれがあり、対象事業実施区域及びその周囲に住居等が存在することから選定した。
		文化財	切土工等又は既存の工作物の除去	○ 駅、車両基地の工事に伴い、文化財への影響のおそれがあることから選定した。
			トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の工事に伴い、文化財への影響のおそれがあることから選定した。
			工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（トンネル坑口部、立坑・斜坑）の存在に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから選定した。
			鉄道施設（駅、車両基地）の存在	○ 駅、車両基地の存在に伴う土地の改変により文化財への影響のおそれがあることから選定した。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働	○ 建設機械の稼働に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。	
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○ 資材運搬等の車両の運行に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。	
		切土工等又は既存の工作物の除去	○ 駅、車両基地の工事に伴う排水等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。	
		トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の工事に伴うトンネル坑口部及び立坑・斜坑からの排水等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。	
		工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。	
		鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（立坑・斜坑）の存在に伴う土地の改変及び地下水位等の変化により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。	
		鉄道施設（地表式又は掘削式）の存在	— 地表式又は掘削式の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。	
		鉄道施設（嵩上式）の存在	— 嵩上式（高架橋・橋梁）の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。	
		鉄道施設（駅、車両基地）の存在	○ 駅、車両基地の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び注目すべき生息地への影響のおそれがあることから選定した。	

表 I-5(3) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

環境影響評価項目		設定 状況	環境影響評価の項目の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
植物	重要な種及び群落	切土工等又は既存の工作物の除去	○ 駅、車両基地の工事に伴う排水等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の工事に伴う立坑・斜坑からの排水等により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（立坑・斜坑）の存在に伴う土地の改変及び地下水位等の変化により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（地表式又は掘削式）の存在	- 地表式又は掘削式の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
		鉄道施設（嵩上式）の存在	- 嵩上式（高架橋・橋梁）の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
		鉄道施設（駅、車両基地）の存在	○ 駅、車両基地の存在に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で重要な種及び群落への影響のおそれがあることから選定した。
生態系	地域を特徴づける生態系	建設機械の稼働	○ 建設機械の稼働に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○ 資材運搬等の車両の運行に伴う騒音・振動等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		切土工等又は既存の工作物の除去	○ 駅、車両基地の工事に伴う排水等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の工事に伴う立坑・斜坑からの排水等により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（立坑・斜坑）の存在に伴う土地の改変及び地下水位等の変化により対象事業実施区域及びその周囲で地域を特徴づける生態系への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（地表式又は掘削式）の存在	- 地表式又は掘削式の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（立坑・斜坑）の存在に伴い主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（地表式又は掘削式）の存在	- 地表式又は掘削式の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
		鉄道施設（嵩上式）の存在	- 嵩上式（高架橋・橋梁）の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
		鉄道施設（換気施設）の存在	○ 換気施設の存在に伴い主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響のおそれがあることから選定した。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	切土工等又は既存の工作物の除去	○ 駅、車両基地の工事に伴い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから選定した。
		トンネルの工事	○ トンネル（立坑・斜坑）の工事に伴い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから選定した。
		工事施工ヤード及び工事用道路の設置	○ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う土地の改変により主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（トンネル）の存在	○ トンネル（立坑・斜坑）の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから選定した。
		鉄道施設（地表式又は掘削式）の存在	- 地表式又は掘削式の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
		鉄道施設（嵩上式）の存在	- 嵩上式（高架橋・橋梁）の存在が想定されないことから、環境影響評価の項目から除外した。
		鉄道施設（換気施設）の存在	○ 換気施設の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響のおそれがあることから選定した。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去	◎ 駅、車両基地の工事に伴い建設発生土及び建設廃棄物が発生するおそれがあることから選定した。
		トンネルの工事	○ トンネル（都市トンネル部、山岳トンネル部、立坑・斜坑）の工事に伴い建設発生土及び建設廃棄物が発生するおそれがあることから選定した。
	廃棄物	鉄道施設（駅、車両基地）の供用	○ 駅、車両基地の供用に伴い、一般廃棄物及び産業廃棄物が発生するおそれがあることから選定した。

表 I-5(4) 環境影響評価の項目及びその選定理由等

環境影響評価項目		設定 状況	環境影響評価の項目の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴い温室効果ガスが発生するおそれがあることから選定した。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材運搬等の車両の運行に伴い温室効果ガスが発生するおそれがあることから選定した。
		鉄道施設(駅、車両基地)の供用	駅、車両基地の供用に伴い温室効果ガスが発生するおそれがあることから選定した。
<p>1. この表において「◎」は国土交通省令における参考項目、「○」は参考項目以外に事業者により追加した項目を示す。</p> <p>2. この表において、網掛けの箇所は大阪府において本事業における影響が想定されないため、環境影響評価の項目に選定しなかった項目を示す。</p> <p>3. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の走行又は建設機械の稼働に伴い発生する浮遊粒子状物質をいう。</p> <p>4. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は、希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>5. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>6. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>7. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>8. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>9. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。</p> <p>10. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。</p>			

5 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

本事業の実施に伴い、駅、車両基地やトンネルなど、様々な施設を設置する予定である。これらの施設等の位置、規模等については、計画を具体化し、適切な調査、予測・評価を行う。施設ごとの標準的な調査項目、地点数等は、表 I-6 に示すとおりである。今後の現地調査の実施にあたっては、路線や施設の位置・規模、地域特性や専門家の意見等を踏まえ、調査項目、地点等を設定することとする。

環境影響評価の項目についての調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由は、表 I-7 に示すとおりである。

【地下駅周辺】

地下駅周辺の現地調査の考え方は、表 I-6(1)に示すとおりである。なお、調査地点は基本的な考え方を示したものである。

表 I-6(1) 地下駅周辺の現地調査の考え方

環境要素	調査項目	調査地点及び範囲設定の考え方	調査頻度・期間
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	一般環境大気：地下駅の工事を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所原則1地点設定。 道路沿道大気：地下駅の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所原則1地点設定。	連続1週間×4季
	気象（風向・風速）	一般環境大気調査地点と同様。	連続1週間×4季
騒音	騒音レベル（道路交通騒音測定時には、交通量も同時観測）	一般環境騒音：地下駅の工事を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所原則1地点設定。 道路交通騒音：地下駅の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所原則1地点設定。	平日の1日（24時間）×1回
	振動	振動レベル（道路交通振動測定時には、交通量も同時観測）	一般環境振動：地下駅の工事を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所原則1地点設定。 道路交通振動：地下駅の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所原則1地点設定。
	地盤卓越振動数	道路交通振動と同様。	大型車通過10台対象
水質	水の濁り（浮遊物質量(SS)） 水の汚れ（水素イオン濃度(pH)） 流量	地下駅の工事を対象に、工実施箇所の下流域の主要河川を基本に原則1地点設定。	低水時及び豊水時の2回
地下水	地下水の水質及び水位	地下駅の工事及び存在を対象に、民家、集落等の分布状況及び地下水利用状況並びに水道水源井戸の分布状況等を考慮し、現況を適切に把握できる地区に設定。	地下水質：1回 地下水位：4季
動物、植物、生態系	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物、植物相及び植生	地下駅の工事及び存在を対象に、周辺の地形等の条件を勘案して、その地域を代表する動植物の生息・生育環境を網羅できると考えられる範囲に設定。調査範囲は、地下駅から概ね600mの範囲を想定。（猛禽類は「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省）に基づく。）	対象により適期
人と自然との触れ合いの活動の場	利用の状況及び利用環境	地下駅の工事を対象に、周辺に分布する人と自然との触れ合いの活動の場に調査地点を設定。調査範囲は、地下駅から概ね600mの範囲を想定。	場の状況を踏まえ、1年間における適切な時期

【立坑周辺】

立坑周辺の現地調査の考え方は、表 I-6(2)に示すとおりである。なお、調査地点は基本的な考え方を示したものである。

表 I-6(2) 立坑周辺の現地調査の考え方

環境要素	調査項目	調査地点及び範囲設定の考え方	調査頻度・期間
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	一般環境大気：立坑の工事を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。 道路沿道大気：立坑の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。	連続1週間×4季
	気象（風向・風速）	一般環境大気調査地点と同様。	連続1週間×4季
騒音	騒音レベル（道路交通騒音測定時には、交通音量も同時観測）	一般環境騒音：立坑の工事及び換気施設の供用を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。 道路交通騒音：立坑の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。	平日の1日（24時間）×1回
振動	振動レベル（道路交通振動測定時には、交通音量も同時観測）	一般環境振動：立坑の工事及び換気施設の供用を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。 道路交通振動：立坑の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則1地点設定。	平日の1日（24時間）×1回
	地盤卓越振動数	道路交通振動と同様。	大型車通過10台対象
水質	水の濁り（浮遊物質質量(SS)） 水の汚れ（水素イオン濃度(pH)） 流量	立坑の工事を対象に、工事実施箇所の下流域の主要河川を基本に原則1地点設定。	低水時及び豊水時の2回
地下水	地下水の水質（水温、pH、透視度、電気伝導度）、水位	立坑の工事及び存在を対象に、民家、集落等の分布状況及び地下水利用状況並びに水道水源井戸の分布状況等を考慮し、現況を適切に把握できる地区に設定。	地下水質：1回 地下水位：4季
電波障害	画質評価、電界強度	換気施設の存在を対象に、民家、集落等保全対象が存在する箇所における影響範囲を想定して複数地点設定。	1回
動物、植物、生態系	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物、植物相及び植生	立坑の工事及び存在を対象に、周辺の地形等の条件を勘案して、その地域を代表する動植物の生息・生育環境を網羅できると考えられる範囲に設定。調査範囲は、立坑から概ね600mの範囲を想定。（猛禽類は「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省）に基づく。）	対象により適期
景観	眺望景観の状況	換気施設の存在を対象に、不特定多数の人が眺望景観を楽しむために利用する地点、かつ対象となる構造物を眺望可能な箇所に設定。	主要な眺望点の状況を踏まえ、1年間における適切な時期
人と自然との触れ合いの活動の場	利用の状況及び利用環境	立坑の工事及び換気施設の存在を対象に、周辺に分布する人と自然との触れ合いの活動の場に調査地点を設定。調査範囲は、立坑から概ね600mの範囲を想定。	場の状況を踏まえ、1年間における適切な時期

【車両基地周辺】

車両基地周辺の現地調査の考え方は、表 I -6(3)に示すとおりである。なお、調査地点は基本的な考え方を示したものである。

表 I -6(3) 車両基地周辺の現地調査の考え方

環境要素	調査項目	調査地点及び範囲設定の考え方	調査頻度・期間
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	一般環境大気：車両基地の工事及び供用を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則 1 地点設定。 道路沿道大気：車両基地の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則 1 地点設定。	連続 1 週間×4 季
	気象（風向・風速）	一般環境大気調査地点と同様。	連続 1 週間×4 季
騒音	騒音レベル （道路交通騒音測定時には、交通量も同時観測）	一般環境騒音：車両基地の工事を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則 1 地点設定。 道路交通騒音：車両基地の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則 1 地点設定。	平日の 1 日（24 時間） ×1 回
	振動レベル （道路交通振動測定時には、交通量も同時観測）	一般環境振動：車両基地の工事を対象に、民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則 1 地点設定。 道路交通振動：車両基地の工事を対象に、工事用車両の運行が想定されるルート沿いの民家、集落等の代表的な保全対象が存在する箇所に原則 1 地点設定。	平日の 1 日（24 時間） ×1 回
	地盤卓越振動数	道路交通振動と同様。	大型車通過 10 台対象
水質	水の濁り（浮遊物質質量（SS）） 水の汚れ（水素イオン濃度（pH）） 流量	車両基地の工事を対象に、工事実施箇所の下流域の主要河川を基本に原則 1 地点設定。	低水時及び豊水時の 2 回
地下水	地下水の水質（水温、pH、透視度、電気伝導度）及び水位	車両基地の工事、存在及び供用（地下水の揚水）を対象に、民家、集落等の分布状況及び地下水利用状況並びに水道水源井戸の分布状況等を考慮し、現況を適切に把握できる地区に設定。	地下水質：1 回 地下水位：4 季
動物、植物、生態系	哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物、植物相及び植生	車両基地の工事及び存在を対象に、周辺の地形等の条件を勘案して、その地域を代表する動植物の生息・生育環境を網羅できると考えられる範囲に設定。調査範囲は、土地改変区域から概ね 600m の範囲を想定。（猛禽類は「猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境省）」に基づく。）	対象により適期
人と自然との触れ合いの活動の場	利用の状況及び利用環境	車両基地の工事を対象に、周辺に分布する人と自然との触れ合いの活動の場に調査地点を設定。調査範囲は、土地改変区域から概ね 600m の範囲を想定。	場の状況を踏まえ、1 年間における適切な時期

表 I-7(1) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境影響評価項目			調査の基本的な手法	予測の基本的な手法	評価の手法	手法の選定理由
環境要素の区分		影響要因の区分				
大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき項目 気象(風向・風速)、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質 調査の基本的な手法(文献調査) ・地方気象台等における気象観測データ等の収集、整理 ・必要に応じて既設大気測定局の資料等の収集、整理(現地調査) ・気象:「地上気象観測指針」に準拠 ・窒素酸化物及び浮遊粒子状物質:環境基準の告示に準拠 調査地域 建設機械の稼働に係る大気質の影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の現況を適切に把握することができる地点(5地点程度) 調査期間等 連続1週間×4季(一部の地点は通年) 	<ol style="list-style-type: none"> 予測項目 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 予測の基本的な手法 ブルーム式・パフ式 予測地域 調査地域と同様 予測地点 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を適切に予測することができる地点 予測対象時期 工事の最盛期 	<ol style="list-style-type: none"> ①回避又は低減に係る評価 ②基準又は目標との整合性の検討 ・「二酸化窒素に係る環境基準」 ・「大気の汚染に係る環境基準」 ・各地方公共団体により定められる基準等 	一般的に広く用いられている手法
		工事の実施・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき項目 気象(風向・風速)、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質 調査の基本的な手法(文献調査) ・地方気象台等における気象観測データ等の収集、整理 ・必要に応じて既設大気測定局の資料等の収集、整理(現地調査) ・気象:「地上気象観測指針」に準拠 ・窒素酸化物及び浮遊粒子状物質:環境基準の告示に準拠 調査地域 資材運搬等の車両の運行に係る大気質の影響を受けるおそれがあると認められる地域 調査地点 窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の現況を適切に把握することができる地点(5地点程度) 調査期間等 連続1週間×4季 	<ol style="list-style-type: none"> 予測項目 資材運搬等の車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 予測の基本的な手法 ブルーム式・パフ式 予測地域 調査地域と同様 予測地点 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を適切に予測することができる地点 予測対象時期 工事の最盛期 	<ol style="list-style-type: none"> ①回避又は低減に係る評価 ②基準又は目標との整合性の検討 ・「二酸化窒素に係る環境基準」 ・「大気の汚染に係る環境基準」 ・各地方公共団体により定められる基準等 	一般的に広く用いられている手法

注. 評価の手法の「①回避又は低減に係る評価」は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行う。